

総合評価落札方式による四條畷水道事業に係る水道料金徴収等業務の発注について（案）

令和 4 年 11 月 16 日
大阪広域水道企業団
四條畷水道センター

令和 5 年度に発注する「四條畷水道事業に係る水道料金徴収等業務」については、水道料金並びに下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収業務等を行うものであり、継続的な事業の運営、お客様サービスの向上や個人情報保護等への配慮などから、相応の技術力を有する受託者を選定する必要があるため、業務実施方針及び体制、業務の履行、適正な水準の確保などの観点から技術提案を求め、技術力と価格の両面から見て最も優れた者を落札候補者として決定する総合評価落札方式により実施する。（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）

1. 業務概要

(1) 業務の区域

四條畷市の全域その他発注者が指示する区域

(2) 業務の範囲

① 窓口対応業務

- a) 受付業務
- b) 水道メーター検針業務
- c) 調定、更正業務
- d) 収納業務
- e) 精算業務
- f) 開栓及び閉栓業務
- g) 滞納整理業務
- h) 給水停止業務
- i) 水道メーター関係業務
- j) 上下水道料金システム処理業務

② 庁舎管理業務

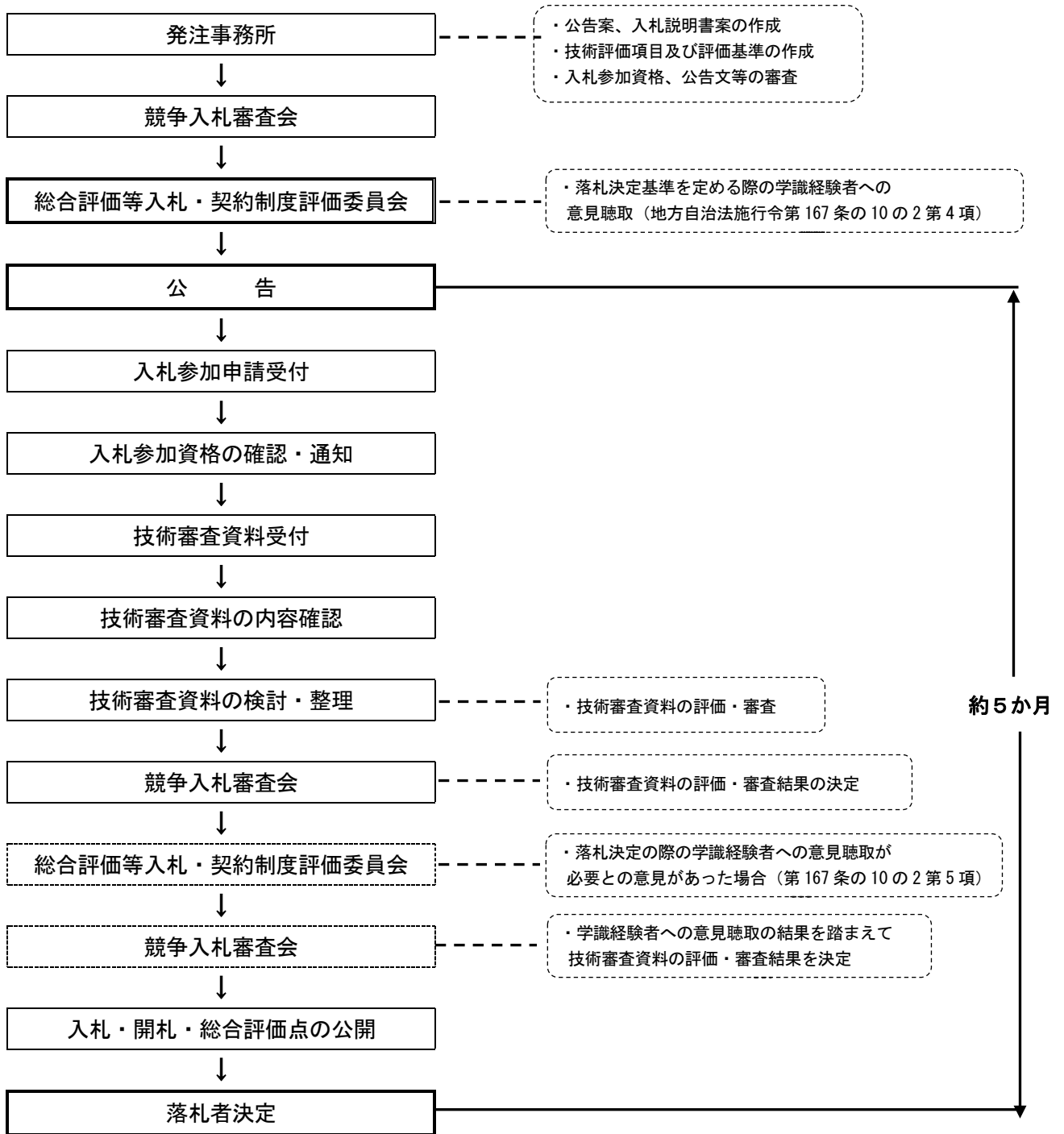
③ 中央監視制御設備警報対応業務

(3) 業務の期間

令和 5 年 12 月 1 日 から 令和 10 年 11 月 30 日 まで

- ・ 債務負担に基づく 5 年契約
- ・ 契約締結日から令和 5 年 11 月 30 日までの間を準備期間とし、受注者は、受注者の負担のもと前受注者から引継ぎを受け、業務の実施体制の整備等を行うこと。
- ・ 受注者は、履行期間を満了する 2 か月前から、次期受注者への引継業務を開始し、次期業務の開始日まで、引継ぎを完了すること。

2. 総合評価落札方式における手続の流れ



3. 総合評価落札方式の方法

(1) 総合評価点

① 総合評価点は、次の計算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点} \quad (\text{加算方式})$$

② 技術点及び価格点は、(2)、(3)により算定する。

③ 評価項目及び評価基準

	評価項目（大項目別）	比重	配点	重み	評価指標
1	業務実施方針に関する事項	10	700	3～1（倍）	5段階評価等 5：特に優れている 4：優れている 3：良 2：可 0：劣る
2	業務体制に関する事項	18			
3	業務履行に関する事項	38			
4	コンプライアンスに関する事項	18			
5	緊急時対応に関する事項	10			
6	社会（地域）貢献に関する事項	6			
7	入札価格に関する事項（入札書）	—	300	—	—
配点（合計）		—	1,000	—	—

技術評価項目、評価基準は、入札公告時に添付する入札説明書等に記載する。

（2）技術点

- ① 技術点は、技術審査資料の内容について評価して付与する点数で、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{技術点} = 700 \times (\text{当該獲得素点}^{\ast 1} / \text{最高獲得素点}^{\ast 2})$$

※1 当該獲得素点とは、「各評価項目の評価指標に基づく獲得点」と「重み」の積を合計したものをいう。

- ・評価指標・・・5, 4, 3, 2, 0点の5段階評価
- ・重み・・・業務に与える影響度に応じて3, 2, 1倍

※2 最高獲得素点とは、入札参加者が獲得した素点のうち最も高いものをいう。

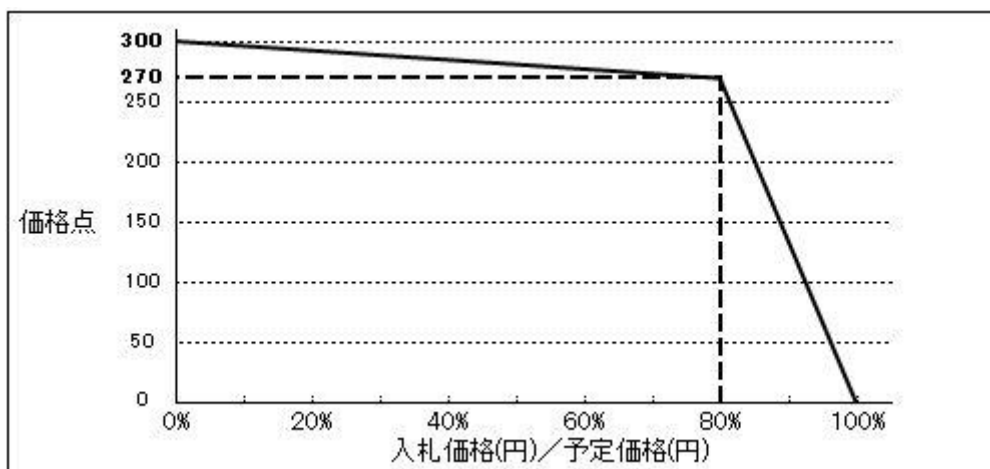
（3）価格点

- ① 価格点は、入札価格をもとに、次の計算式により算定するものとする。

（入札価格／予定価格）の値が

80%以上の場合 $\text{価格点} = \{1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})\} \times 1,350$

80%未満の場合 $\text{価格点} = \{1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})\} \times 37.5 + 262.5$



ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

4. 総合評価落札方式による落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が同点で2者以上である場合は、「くじ」により落札候補者を決定する。

5. その他

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の実施にあたっては、大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会に諮り、学識経験者から意見を聴取する。

[学識経験者の意見聴取]

総合評価落札方式を実施する場合、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞く。(地方自治法施行令第167条の10の2第4項)

(2) 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、以下のとおり情報を公開する。

①入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

a) 入札参加資格

b) 入札の評価に関する基準

(提案評価表)

- ・ 評価項目
- ・ 評価基準
- ・ 素点配分

c) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

② 開札後

大阪広域水道企業団ウェブページ等において、以下の事項を公表する。

a) 入札参加者名 (入札参加資格があると通知した者)

b) 各入札参加者の入札価格

c) 各入札参加者の価格点

d) 各入札参加者の技術点

e) 各入札参加者の総合評価点

③ 技術審査資料の評価結果に対する質問

自己の評価結果について質問事項がある場合は、入札説明書及び入札公告に定めるところにより、質問書の提出ができる。

(3) 公告時期

令和5年3月1日以降に入札公告予定である。